

総合事業に係る事業所申請（指定・更新）について

[介護予防訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス]

[介護予防通所介護相当サービス・運動型通所サービス]

平成30年10月から、現行相当サービスとあわせて基準緩和サービス等を創設します。

◎総合事業（第1号事業）の実施サービス

- 介護予防訪問介護相当サービス
- **生活援助型訪問サービス**
- 介護予防通所介護相当サービス
- **運動型通所サービス**

◎実施区域

佐賀中部広域内市町
【佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町】

1. 事業所の指定の申請について

佐賀中部広域連合の被保険者に対し「生活援助型訪問サービス」及び「運動型通所サービス」を提供するには、本広域連合の事業所としてサービスを追加して指定を受ける必要がある。このため、これらのサービスを実施する事業所は、以下の要領により指定申請等の手続きを行うこと。

※ 保険者からの指定がないと、事業費を請求することができない。

すでに「訪問介護等」の指定を受けている事業所、又はこれと同時に「生活援助型訪問サービス」及び「運動型通所サービス」の新規の指定を受ける予定の事業所

「訪問介護」、「通所介護」若しくは「地域密着型通所介護」（以下「訪問介護等」という。）の事業所としての指定をすでに受けている事業所については、施行規則第140条の63の5第1項のただし書きの規定により新規指定申請書以外の添付すべき書類のうち**重複する添付書類について省略するものとする。**

<必要な提出書類（重複する書類を除いたもの）>

- ① 佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定(許可)申請書
- ② 第1号事業者の指定（許可）申請に係る添付書類一覧
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- ④ 介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑤ 法人役員・事業所管理者名簿

上記以外で「生活援助型訪問サービス」及び「運動型通所サービス」の新規の指定を受ける予定の事業所

新たに指定を受ける場合、原則、施行規則第140条の63の5第1項に掲げる事項を記載し

た申請書(新規指定申請書)又は書類を提出する必要がある。

2. 事業所指定の有効期間： 指定日から6年

(佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条)

3. 指定の更新 (佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条)

指定事業者の指定は、有効期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。また、指定の更新を受けようとする者は、申請書その他広域連合長が必要とする書類を広域連合長に提出しなければならない。

これらの規定にかかわらず、指定の更新は、当該指定の有効期間の満了の日の到来前の期間をもってこれを行うことができるとされ、この場合において、その有効期間は、その処分の日の翌日(従前の有効期間内に限る。) から起算する。

4. 体制届の提出について

事業所の指定を受ける際には、同時に体制届を提出する。

<必要な提出書類>

- ① 佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業者)介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

(1) 加算等を届けた日と算定開始月

サービス等の種類	加算を届けた日と算定開始月
介護予防訪問介護相当サービス 基準緩和訪問サービス	届出が毎月15日以前になされた場合、 ⇒ <u>翌月</u> から算定開始
介護予防通所介護相当サービス 基準緩和通所サービス	届出が16日以後になされた場合、 ⇒ <u>翌々月</u> から算定開始

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合、又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出る。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

※ 届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた事業支給費は不当利得となるので返還措置を講ずることは当然であるが、悪質な場合には指定の取り消しをもって対処する。

(3) 届出事項に係る事後調査の実施

届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行う。

(4) 事後調査等の届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこととする。

- ※ 取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体を無効とする。
- ※ 当該届出に関してそれまで受領していた事業支給費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することとする。
- ※ 改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずる。

(5) 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

(2) 又は(4)により不当利得金を保険者へ返還することとなった事業所においては、保険者への返還と同時に、返還の対象となった事業支給費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

【参考文献】

介護保険関係等の通知等 H18 老計発第 0317001 他号 (指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)

5. 様式 (申請書一覧)

佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業 (第 1 号事業者) 指定(許可)申請及び更新申請時における提出申請書類等一覧表に掲載

総合事業申請書一覧アドレス： 私たちの街の介護保険> 総合事業申請書一覧
<http://www.chubu.saga.saga.jp/sougoujigyou/shinsei/shinsei.html>

6. 提出期限： 平成30年9月14日(金)

7. 提出先 ※郵送可

〒840-0826

佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 (佐賀商工ビル5階)

佐賀中部広域連合 給付課指導係 TEL 0952 (40) 1131